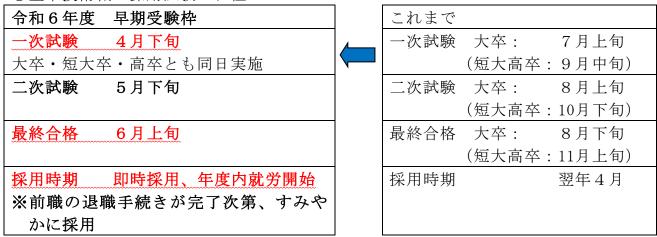
## 土木技術職の早期採用試験の実施について

#### 1 趣旨

令和6年度の土木技術職の採用試験において、既卒者及び社会人を対象とする 『土木技術 早期受験枠』を新たに設ける。

これにより、一次試験の時期を2か月以上早め、年度途中の採用を目指す。新卒者を対象とする土木技術職の試験は、これまで通りの日程で実施する。

### ○土木技術職 採用試験の日程



# 2 受験資格

- ・高校、短期大学又は大学で土木に関する科目を履修した方、又は土木の設計、施工管理の職務経験が令和7年3月31日時点で3年以上となる方
- ・令和6年4月1日時点で既卒者又は社会人の方(学校を卒業された方)
- 高校卒業以上
- ・38歳以下(令和7年4月1日時点)

### 3 経緯

近年、地方自治体の土木技術職員の受験者数が減少しており、当市においても、 必要な人数を確保できない状態にあるため、早期に試験を実施することで、土木技 術職員の確保を目指す。

### 4 早期試験に新卒者を含めない理由

新卒者に対しては、国の関係省庁連絡会議から就活ルール(選考開始6月1日以降)が示されているため、当市はこのルールを尊重し、既卒者・社会人のみを対象として早期試験を実施する。

また、在学中である新卒者は、卒業前に就労開始できず、早期に内定を出したとしても、他市と併願することが可能であり、早期実施することでの大きな効果は見込めない。

【問い合わせ】人材育成・活用担当 野村 (0547)36-7136